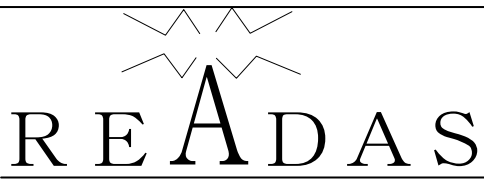


第 5274 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2015年)平成27年 7月24日 金曜日
----------------	--	--

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

⇩ 名目役員に対する報酬

Q：取締役が退任することになりましたので、自分の妻を新任の取締役にしようと思っています。妻は専業主婦ですが報酬を支給しても問題ありませんか？

A：職務に対して妥当な報酬であれば問題ありません。

【解説】

法人税では、会社の支給する役員報酬が、定款又は株主総会等の決議によって、あらかじめ定められた支給基準に基づいて規則的に支給されており、その報酬の額が適正であると認められるものであれば損金の額に算入されることになっています。報酬額が適正であるかどうかは、実質基準又は形式基準によって判定されます。

ところで、ご質問の場合、専業主婦である奥さんを役員にすることですが、奥さんが会社の経営に従事していないのであれば、奥さんに支給する役員報酬は税務上の役員報酬とはならず、その支給が、単にあなたの給与所得の分散を図るものであると認められる場合は、あなたに対して支払われた報酬として認定されることとなります。また、非常勤役員として経営に従事しているということであれば、その職務の内容、職務の従事度合、役員としての経験年数、会社の業種・規模・所在地、会社の収益の状況、使用人に対する給料の支給状況、同種同規模法人の役員報酬の支給状況等を総合的に勘案してその報酬額が適正かどうか判断され、適正と認められる金額までは損金の額に算入されます。

